

# 10 電源立地地域対策交付金(水力発電施設周辺地域交付金分)の延長について

【資源エネルギー庁】

## 長野県の状況

### ●水力発電施設等が所在する市町村及び周辺市町村の住民生活の利便性の向上及び地域の活性化に寄与

- ・水力発電施設周辺地域は、過疎化・高齢化が進行する中山間部にあり、社会基盤や財政力が貧弱
- ・市町村の公共用施設整備や、住民福祉の向上に資する事業に活用

#### 取組

##### 【交付先】

- ・県内46市町村（令和2年4月1日現在）

##### 【交付金事業の内容】

###### <ハード事業への活用>

- ・道路改修事業、道路法面防災事業等（国土交通省事業）
- ・農地整備事業（水路改修）等（農林水産省事業）
- ・消防ポンプ自動車整備事業等

###### <ソフト事業への活用>

- ・保育所、老人福祉施設運営費等

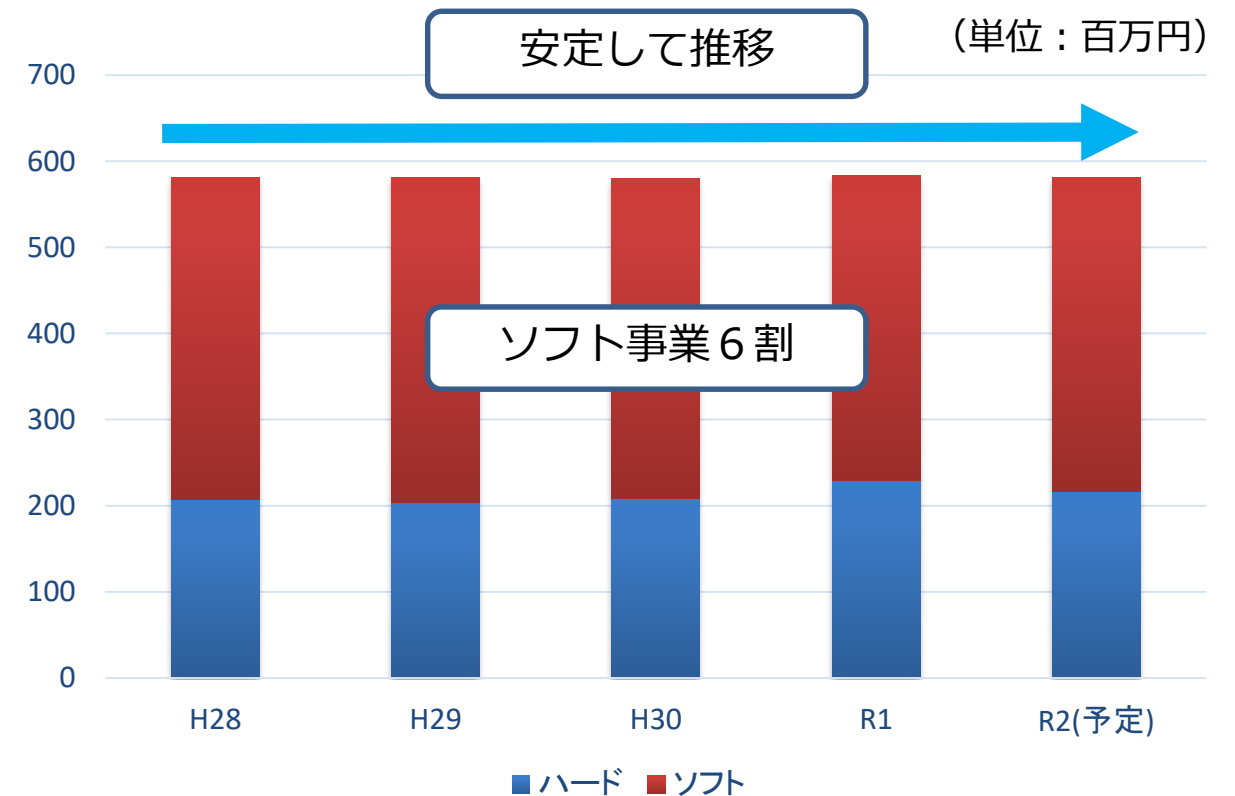


<中山間地域の傷んだ道路>



<小型動力ポンプ>

##### 【交付金事業の実績】



⇒ 交付金は毎年一定の額が交付され、市町村の安定的な財政運営に貢献している。特に、交付金の6割はソフト事業（保育所・老人福祉施設運営費等）に充当されており、市町村の住民福祉の向上に欠かすことができない財源となっている

## 課題

水力発電施設は、大半が中山間地域に位置する市町村の多くの犠牲の下に設置され、現在も周辺の自然環境の保全や住民生活への影響緩和など、地域へ大きな負担をかけながら再生可能エネルギーとして電力の安定供給という重要かつ公益的な役割を果たしている

- 当該交付金は、昭和56年4月から開始され、最大交付期間は40年間とされているため、制度当初から交付金が交付されている発電施設分については、**令和2年度末に交付期間が終了**する
- 令和3年度以降交付されなくなった場合、**水力発電施設が所在する多くの市町村の財政に多大な影響を及ぼし、今後の地域振興や住民の社会生活に支障が生じることが懸念されるため、引き続き関係市町村への対策を講じる必要がある**  
(影響を受ける市町村：41/46 (うち過疎市町村数：22/24) )

交付期間満了による影響額【試算】 (46市町村合計)

△301,189千円 (B - A)

〔うち、過疎市町村 (22団体)  
△205,922千円〕

令和2年度交付予定額：581,368千円 . . . A

令和3年度交付見込額：280,179千円 . . . B



## 提案・要望

### 交付金の交付期間の恒久化及び交付水準の改善

水力発電施設周辺自治体の持続的な発展と振興は再生可能エネルギーを安定供給するための基盤であり、**交付期間の恒久化を図るとともに、交付単価及び最低保証額の引き上げ等の交付水準の改善を図ること**